

田辺市生活排水対策推進計画
(会津川流域)
改定版

令和 8 年 6 月
田 辺 市

目 次

第 1 章 生活排水対策推進計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	1
2. 計画改定版策定の目的	1
3. 計画の位置づけ等	2

第 2 章 計画対象地域の状況

1. 会津川流域	3
（1）流域の概要	3
（2）人口	5
2. 河川水質	5
（1）環境基準	5
（2）水質の推移	6

第 3 章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理体系	7
2. 生活排水処理形態別人口	9
3. 生活排水処理施設の状況	11
（1）公共下水道	11
（2）集落排水処理施設等	11
（3）浄化槽	15
（4）し尿処理施設	16

第 4 章 計画の基本的な方針と目標

1. 基本理念	17
2. 基本方針	17
3. 計画期間	17
4. 計画の目標	18

第 5 章 目標達成に向けた取組

1. 生活排水処理施設の整備と管理	20
（1）基本的な考え方	20
（2）合併処理浄化槽	20

(3) 公共下水道	21
(4) 既存処理施設	21
2. 生活排水対策に係る啓発活動等	22
(1) 基本的な考え方	22
(2) 適正な生活排水処理への誘導	22
(3) 水環境に対する意識の高揚	23
第6章 計画の推進	
1. 関係部局間の連携	25
2. 計画のフォローアップ	25

第 1 章 生活排水対策推進計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

昭和 45 年に制定された水質汚濁防止法により、工場や事業所等からの排水に対する規制が強化され、産業に起因する水質汚濁については改善されましたが、一方で家庭から公共用水域へ排出される生活排水は、人口の増加や生活スタイルの多様化等に加え、処理施設の整備も十分でないことから、水質汚濁の原因となっていました。

こうした中、平成 2 年 6 月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進するための制度的な枠組みが整備されました。この改正では、生活排水対策に係る国及び地方公共団体の責務、国民の責務等をはじめ、生活排水対策重点地域の指定、生活排水対策推進計画の策定等、生活排水対策を総合的に推進していくための規定が定められたもので、都道府県知事は生活排水対策の実施を推進することが特に必要と認める地域を「生活排水対策重点地域」（以下「重点地域」という。）として指定し、この重点地域を含む市町村は「生活排水対策推進計画」を策定の上、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めることとしました。

そうした中、和歌山県は、平成 5 年 2 月 4 日に本市の一部の地域（会津川流域）を重点地域に指定したことから、本市では、平成 7 年 11 月に「田辺市生活排水対策推進計画（会津川流域）」（以下「前計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

2. 計画改定版策定の目的

前計画においては、計画に定めた基本理念の実現や目標の達成のため、生活排水処理施設の整備を進めるとともに、市民、事業者、行政の役割を位置づけ、啓発活動等を実施するなど、ハード、ソフト両面での取組を推進しました。その結果、農業集落排水処理施設等の整備が完了し、合併処理浄化槽の普及も徐々に進む中、河川水質については改善傾向にあり、水質の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）も、近年は環境基準を達成していましたが、令和 6 年度において基準を超過しました。

以上のことから、依然として生活排水は水質汚濁の大きな要因になっていると考えられ、継続して対策を実施していく必要があるため、計画を改定するものです。

3. 計画の位置づけ等

本計画は、水質汚濁防止法第14条の9に基づき策定するもので、上位計画である「田辺市総合計画」、及び「生活排水処理基本計画（一般廃棄物処理基本計画所収）」等の関連計画と整合を図りながら推進するものとします。

なお、本計画の対象地域は会津川流域となりますが、生活排水対策については、会津川流域だけでなく市全域に関わるものであるため、全市的な状況や取組等を盛り込むものとします。

第 2 章 計画対象地域の状況

1. 会津川流域

(1) 流域の概要

会津川流域は、田辺地域（旧田辺市）に位置し、左会津川流域（東側）、右会津川流域（西側）と大きく二つに分かれており、流域面積は約 85 km²となっています。左会津川は、田辺地域と中辺路地域（旧中辺路町）との境界付近の槇山に、右会津川は田辺地域と龍神地域（旧龍神村）との境界付近の虎ヶ峯にそれぞれ源を発しており、上流域、中流域を蛇行しながら流下し、下流域に差し掛かったあたり（龍神橋下流）で合流しています。合流した後は左会津川として市街地を貫流し田辺湾に注いでおり、治水事業等では左会津川と右会津川を合わせて左会津川水系とされています。

上流域は主に山地や溪谷で形成されていますが、中流域から下流域にかけては河川沿いに平地が広がっています。

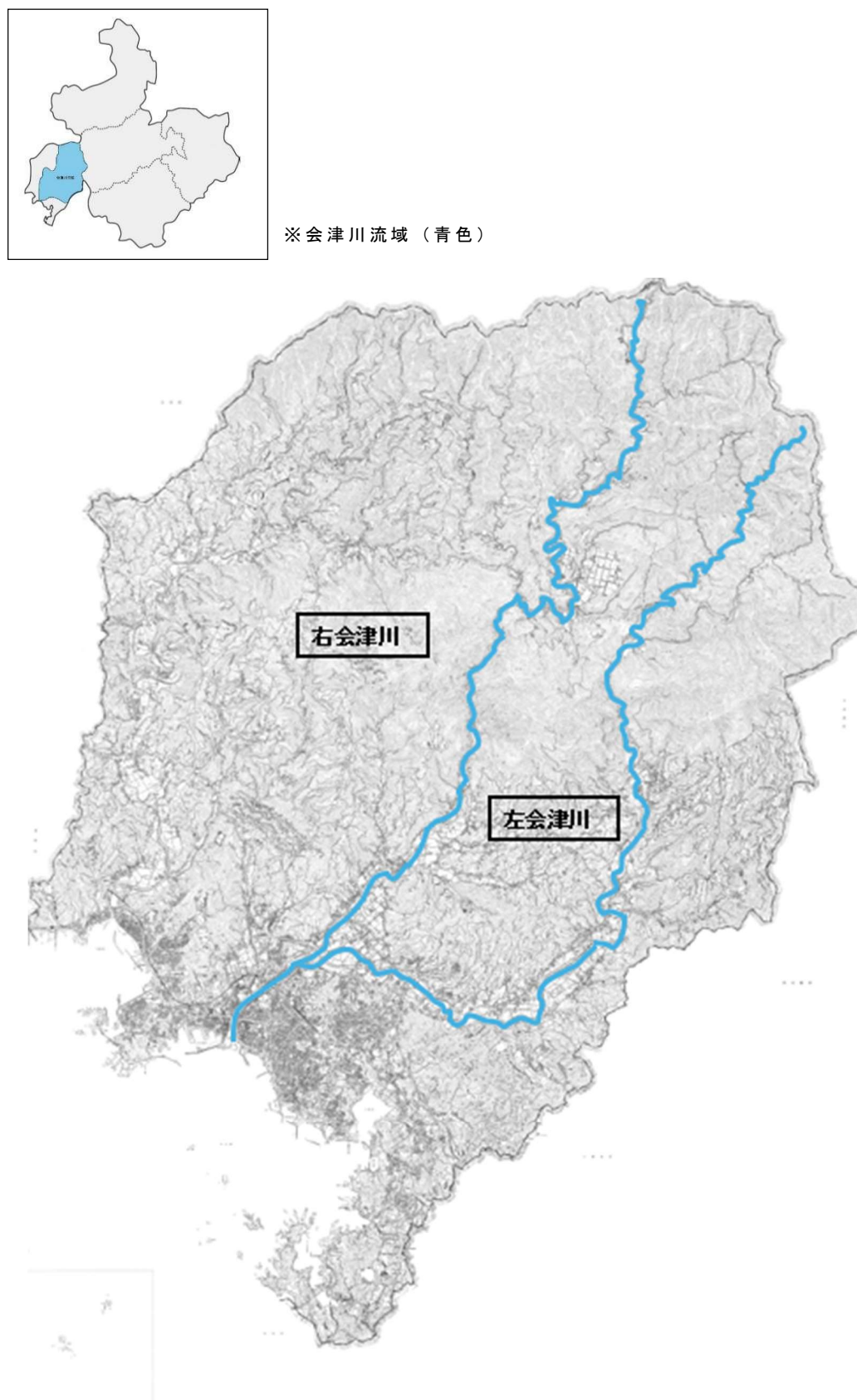
土地利用としては、森林が大部分を占めていますが、農用地としての利用も多く、中流域の山腹では梅や柑橘等の果樹園が分布しています。また、中流域では宅地造成等により住宅も増えてきており、下流域は古くから市街地を形成し、主に住宅地や商業地となっています。

河川水は、農業用水としての利用のほか、右会津川との合流地点付近に上水道の水源があり、伏流水は水道用水として利用しています。

治水に関しては、これまで豪雨等により幾度となく大きな水害が発生しており、明治の大水害（明治 22 年）後は、和歌山県において河道拡幅や連続堤防化などの改修が行われ、その後においても改修事業や下流域の築堤、掘削等が進められてきましたが、現在も下流域における堤防の嵩上げ等の河川整備が実施されています。

市域及び会津川流域について図 2－1 に示します。

図 2 - 1 市域及び会津川流域



(2) 人口

市全域、田辺地域及び会津川流域の人口の推移を表 2-1 に示します。

流域の人口は令和 7 年 3 月末現在で、市全域の約 37.9%、田辺地域の約 43.9%を占めています。人口の推移を見ると、市町村合併を行った平成 17 年 5 月 1 日時点（住民基本台帳人口：4 月末現在）では 85,667 人であったものが、その後減少を続け、合併 20 年後である令和 7 年 3 月末には 66,760 人となっています。

会津川流域については、市全域と比較して減少率はやや低いものの同様に減少しています。

表 2-1 人口の推移（合併時、合併 10 年後及び過去 5 年間）

（単位：人）

	H17.4末	H27.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末	R7.3末
市全域	85,667	78,168	71,550	70,414	69,156	67,937	66,760
田辺地域	70,307	65,672	61,031	60,223	59,317	58,416	57,545
会津川流域（概数）	30,402	28,062	26,416	26,084	25,802	25,485	25,286

資料：住民基本台帳

2. 河川水質

(1) 環境基準

公共用水域における水質汚濁の環境基準として、環境基本法に基づき、各公共用水域に「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。このうち河川については、利用目的に応じて A A から E 類型までの 6 段階に区分されており、それぞれ pH（水素イオン濃度）、BOD、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌数（※令和 3 年度までは大腸菌群数）の 5 項目において基準値が定められています。

左会津川については、「田辺大橋より高雄大橋の水域」、「高雄大橋より上流の水域」とともに A 類型に指定されており、その基準値は表 2-2 のとおりです。

表 2－2 環境基準（河川 A 類型）

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下	田辺大橋より高 雄大橋の水域 高雄大橋より上 流の水域

（２）水質の推移

和歌山県では、左会津川において「田辺大橋より高雄大橋の水域」に基準点一箇所、「高雄大橋より上流の水域」に基準点一箇所、補助点二箇所を設定し、毎年度定期的に水質調査が行われています。このうち、河川水質の代表的な指標である BOD（75%値）について、基準点における推移を表 2－3 に示します。

重点地域に指定された平成 4 年度時点では基準値をやや上回っており、その後は、年によって値が上下する中、平成 30 年度以降は基準を満たしてきましたが、令和 6 年度には会津橋において基準値を超過しました。

表 2－3 河川水質の推移

（単位：mg/L）

基準点	BOD75%値（基準値：2.0mg/L 以下）												
	H4	H9	H14	H19	H24	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
会津橋	2.2	2.4	1.5	2.2	1.4	2.3	1.3	1.9	1.7	1.6	1.2	1.5	3.3
高雄大橋	2.4	1.6	1.9	1.9	1.5	1.6	1.3	1.3	1.6	1.9	1.4	1.4	1.6

資料：和歌山県公共用水域水質調査（左会津川）

第3章 生活排水処理の現状

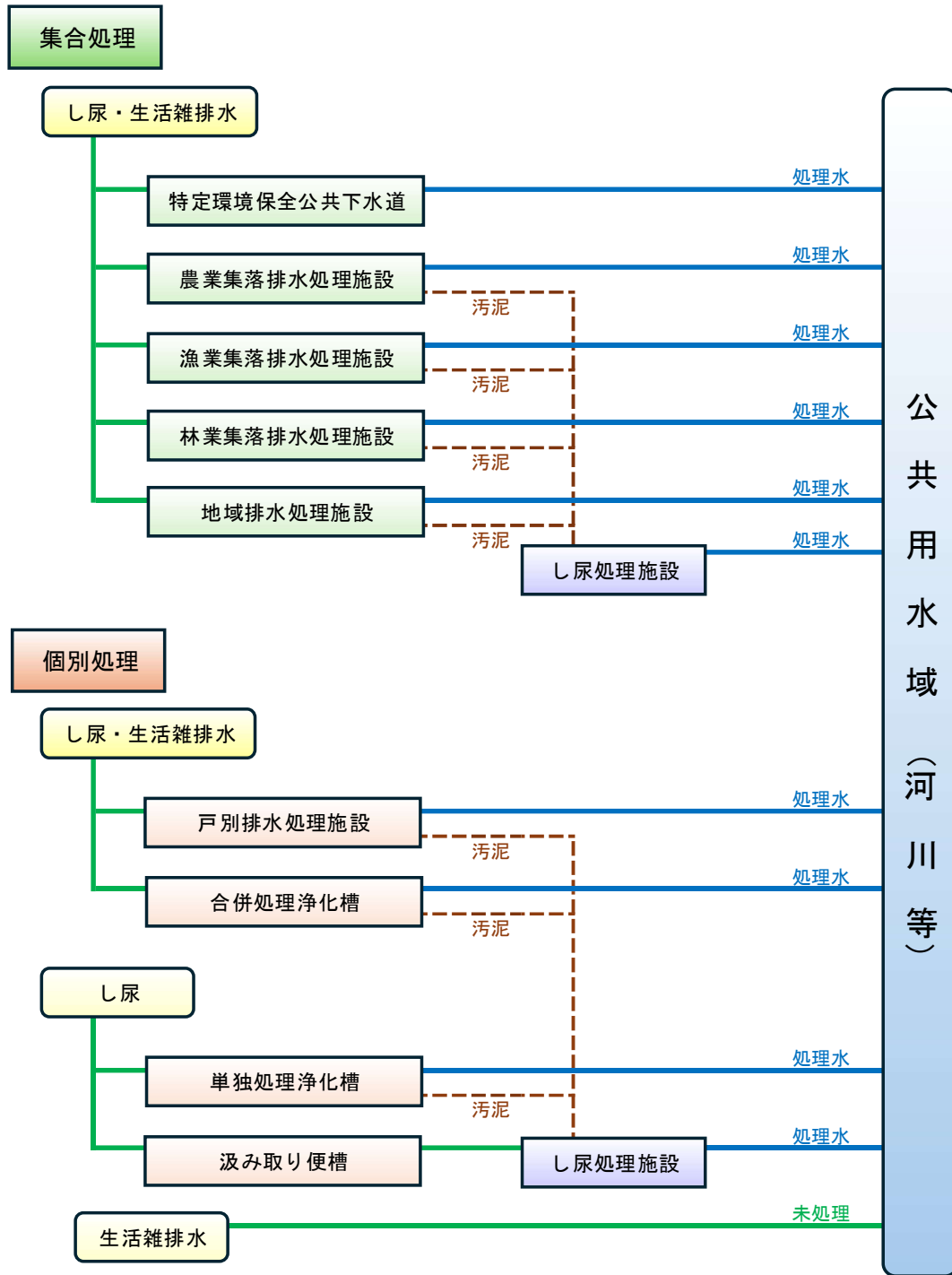
1. 生活排水処理体系

本市における生活排水処理体系の現状を図3-1に示します。

集合処理を行う「特定環境保全公共下水道」、各「集落排水処理施設」及び「地域排水処理施設」と、個別処理を行う「戸別排水処理施設」及び「合併処理浄化槽」は、し尿、生活雑排水のいずれも処理を行うことができるもので、その処理水は公共用水域に放流され、処理後の浄化槽汚泥等はし尿処理施設で処理されています。

一方、「単独処理浄化槽」はし尿のみを処理し、処理後の汚泥はし尿処理施設で処理が行われるもので、「汲み取り便槽」では貯めたし尿をし尿処理施設で処理することとなりますが、いずれも家庭等からの生活雑排水は処理されず、そのまま公共用水域に放流されることから水質汚濁の大きな要因となっています。

図 3 - 1 生活排水処理体系



2. 生活排水処理形態別人口

市全域及び会津川流域における生活排水処理形態別人口の推移を表3-1及び表3-2に示します。

集落排水処理施設等については整備が完了し、順次供用を開始してきたところであり、供用率も徐々に上がってきたこと、また合併処理浄化槽の普及も進んできたことにより、生活排水処理人口も増加してきましたが、人口減少等の影響により令和5年度から減少に転じており、令和6年度末現在で44,067人となっています。

生活排水処理率については、集合処理と合併処理浄化槽の普及により少しずつ向上し、令和6年度末現在で66.0%となっています。

会津川流域においても人口減少が進む中、生活排水処理人口も直近では減少傾向で、令和6年度末の生活排水処理率は66.9%と推計しています。

表3-1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人、%)

	H19	H24	H29	R2	R3	R4	R5	R6
市人口	83,299	80,117	74,877	71,550	70,414	69,156	67,937	66,760
生活排水処理人口	37,447	41,810	42,476	44,358	44,481	44,523	44,243	44,067
公共下水道	116	95	91	88	86	79	71	73
特定環境保全公共下水道	116	95	91	88	86	79	71	73
集落排水処理施設等	8,646	9,893	9,613	9,517	9,382	9,313	9,434	9,339
農業集落排水処理施設	7,382	7,524	7,115	6,874	6,708	6,629	6,684	6,559
林業集落排水処理施設	104	85	70	70	71	69	66	65
漁業集落排水処理施設	273	1,182	1,186	1,170	1,155	1,128	1,128	1,123
地域排水処理施設	887	1,102	1,242	1,403	1,448	1,487	1,556	1,592
合併処理浄化槽	28,685	31,822	32,772	34,753	35,013	35,131	34,738	34,655
戸別排水処理施設	90	213	208	212	209	207	206	203
合併処理浄化槽	28,595	31,609	32,564	34,541	34,804	34,924	34,532	34,452
生活雑排水未処理人口	45,852	38,307	32,401	27,192	25,933	24,633	23,694	22,693
単独処理浄化槽	24,303	22,080	22,206	19,898	19,265	19,029	18,577	18,066
非水洗化	21,549	16,227	10,195	7,294	6,668	5,604	5,117	4,627
水洗化率	74.1	79.7	86.4	89.8	90.5	91.9	92.5	93.1
生活排水処理率	45.0	52.2	56.7	62.0	63.2	64.4	65.1	66.0

表 3－2 生活排水処理形態別人口（会津川流域）の推移（推計）

（単位：人、％）

	H19	H24	H29	R2	R3	R4	R5	R6
流域人口	29,833	28,672	27,164	26,416	26,084	25,802	25,485	25,286
生活排水処理人口	14,568	15,819	16,069	16,886	16,940	17,036	17,010	16,907
集落排水処理施設等	4,960	5,002	4,710	4,567	4,460	4,397	4,402	4,310
農業集落排水処理施設	4,960	5,002	4,710	4,567	4,460	4,397	4,402	4,310
合併処理浄化槽	9,608	10,817	11,359	12,319	12,480	12,639	12,608	12,597
戸別排水処理施設	90	213	208	212	209	207	206	203
合併処理浄化槽	9,518	10,604	11,151	12,107	12,271	12,432	12,402	12,394
生活雑排水未処理人口	15,265	12,853	11,095	9,530	9,144	8,766	8,475	8,379
単独処理浄化槽	8,090	7,408	7,604	6,973	6,793	6,772	6,640	6,626
非水洗化	7,175	5,445	3,491	2,557	2,351	1,994	1,835	1,753
水洗化率	75.9	81.0	87.1	90.3	91.0	92.3	92.8	93.1
生活排水処理率	48.8	55.2	59.2	63.9	64.9	66.0	66.7	66.9

3. 生活排水処理施設の状況

市全域における生活排水処理施設の状況について以下に示します。また、図3-2に各施設の整備区域を示します。

(1) 公共下水道

① 公共下水道

公共下水道については、昭和54年に基本計画を策定した後、3回の見直しを行ってきており、現計画（平成20年3月改定）を踏まえ、実現に向けた検討を継続しています。

② 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、本市の代表的な観光地である川湯温泉、龍神温泉において、地域の生活環境の改善や河川等の水質保全のために整備しているもので、概要は表3-3のとおりです。

表3-3 特定環境保全公共下水道の状況

(単位：人、戸)

処理区	計画人口	供用開始	供用戶数	接続人口	処理方式
川湯	4,480	平成8年9月	35	41	単槽式嫌気好気活性汚泥方式
龍神温泉	4,900	平成14年4月	33	32	オキシデーションディッチ方式
合 計			68	73	

※令和7年3月現在

※計画人口は観光人口を含む

(2) 集落排水処理施設等

① 農業集落排水処理施設（小規模集合排水処理施設を含む。）

農業集落排水処理施設は、農村地域の水質保全と生活環境の改善のため、平成元年度から整備に着手し、12地区で供用を行っています。各地区の概要を表3-4に示しますが、このうち、上秋津川西地区、三栖左岸地区、上秋津川東地区、三栖右岸地区、上野鎌倉地区、上野中根地区及び長野地区は、会津川流域に位置しています。

表 3 - 4 農業集落排水処理施設の状況

(単位：人、戸)

地区名	計画人口	供用開始	供用戶数	供用人口	処理方式
中芳養平野	200	平成4年4月	41	115	嫌気ろ床併用接触ばっ気方式
上秋津川西	1,110	平成6年4月	268	685	嫌気ろ床併用接触ばっ気方式
三栖左岸	980	平成6年4月	162	675	嫌気ろ床併用接触ばっ気方式
中芳養	1,270	平成7年10月	266	1,012	嫌気ろ床併用接触ばっ気方式
上秋津川東	1,910	平成7年10月	369	1,186	回分式活性汚泥方式
三栖右岸	2,460	平成10年4月	497	1,323	オキシデーショondiッチ方式
上芳養	1,070	平成10年4月	220	755	回分式活性汚泥方式
上野鎌倉	128	平成12年4月	10	17	接触ばっ気方式
上野中根	141	平成12年4月	12	39	接触ばっ気方式
長野	830	平成14年4月	126	385	連続流入間欠ばっ気方式
古屋谷	270	平成15年4月	45	119	沈殿分離及び接触ばっ気方式
芳養	600	平成17年8月	96	248	連続流入間欠ばっ気方式
合 計			2,112	6,559	

※令和7年3月現在

② 林業集落排水処理施設

林業集落排水処理施設は、林業振興地域の水質保全と生活環境の改善のため、龍神地域の2地区において整備しているもので、その概要は表3-5のとおりです。

表 3 - 5 林業集落排水処理施設の状況

(単位：人、戸)

地区名	計画人口	供用開始	供用戶数	供用人口	処理方式
龍神村大垣内	100	平成13年4月	21	35	沈殿分離及び接触ばっ気方式
龍神村津越	100	平成16年4月	15	30	沈殿分離及び接触ばっ気方式
合 計			36	65	

※令和7年3月現在

③漁業集落排水処理施設

漁業集落排水処理施設は、漁村地域の水質保全と生活環境の改善のため、芳養松原・井原地区に整備しているもので、その概要は表３－６のとおりです。

表３－６ 漁業集落排水処理施設の状況

(単位：人、戸)

地区名	計画人口	供用開始	供用戸数	供用人口	処理方式
芳養松原・井原	2,530	平成19年4月	328	1,123	オキシデーションディッチ方式

※令和7年3月現在

④地域排水処理施設

地域排水処理施設は、開発地域における生活環境の保全と公衆衛生の向上のために整備しているもので、その概要は表３－７のとおりです。

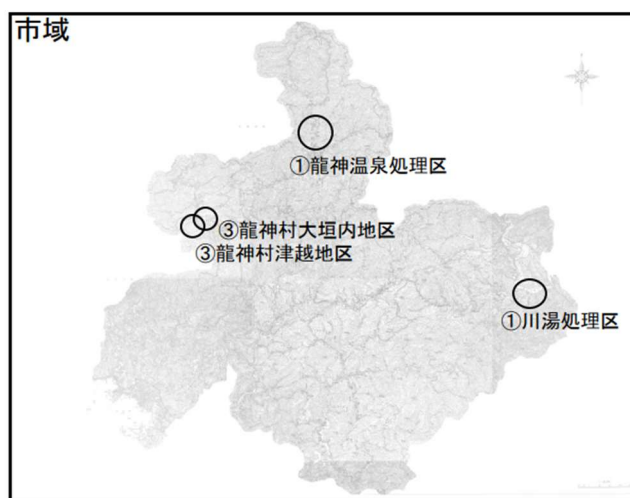
表３－７ 地域排水処理施設の状況

(単位：人、戸)

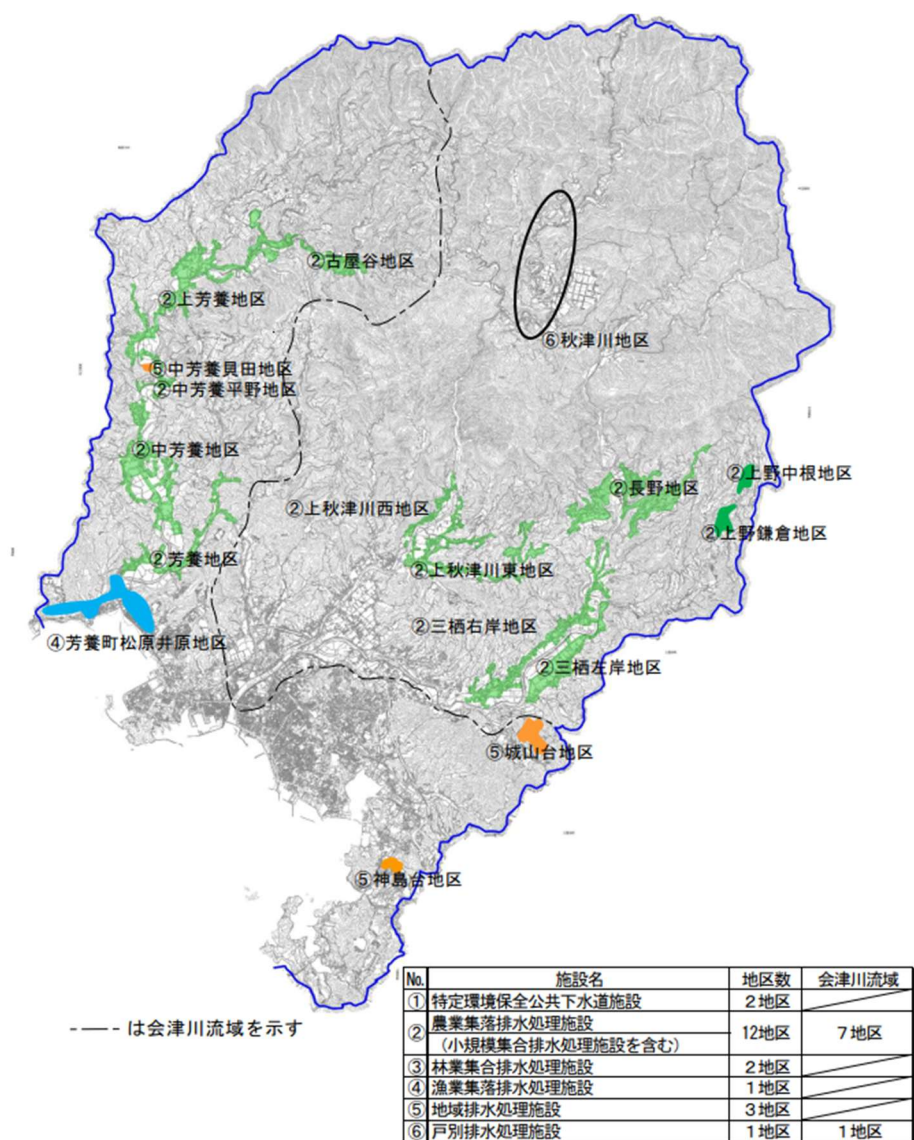
地区名	計画人口	供用開始	供用戸数	供用人口	処理方式
神島台	1,200	昭和60年11月	219	607	長時間ばっ気方式
中芳養貝田団地	250	平成7年4月	34	97	沈殿分離及び接触ばっ気方式
城山台	2,700	平成13年4月	297	888	硝化液循環活性汚泥方式
合 計			550	1,592	

※令和7年3月現在

図 3 - 2 生活排水処理施設整備区域



田辺地域



(3) 浄化槽

① 戸別排水処理施設

戸別排水処理施設は、本市が設置主体となり、会津川流域内に所在する秋津川地区において、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的として、個人の住宅等に合併処理浄化槽を整備したもので、その概要は表3-8のとおりです。

表3-8 戸別排水処理施設の状況

(単位：人、戸)

地区名	計画人口	供用開始	供用戶数	供用人口	処理方式
秋津川	452	平成19年8月	71	203	嫌気ろ床接触ばっ気方式

※令和7年3月現在

② 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、集合処理の区域外であっても生活排水を処理できる分散型の有効な施設であり、本市においては、生活排水処理人口のうち、合併処理浄化槽による処理人口が大部分を占めています。平成元年度に「田辺市浄化槽設置整備事業費補助金」を創設し、排水処理施設整備事業実施区域等を除き、個人等が合併処理浄化槽を設置する費用の一部について補助を行っており、その普及促進を図ってきました。過去10年間の補助基数の推移は表3-9のとおりです。

表3-9 合併処理浄化槽補助基数の推移

(単位：基)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助基数	234	244	216	221	224	220	214	198	163	159

③単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、衛生的な生活環境への意識の高まりなどにより、トイレの水洗化を目的として急速に普及し、現在も数多く設置されていますが、生活雑排水を処理しないことから、浄化槽法の改正により平成13年4月から単独処理浄化槽の新設は禁止されています。

(4) し尿処理施設

汲み取りし尿、浄化槽汚泥等については、一部事務組合において設置しているし尿処理施設で処理しています。し尿処理施設の概要は表3-10のとおりです。

表3-10 し尿処理施設の状況

施設名	構成市町村	組合設立	現施設供用	処理能力
田辺市周辺衛生施設組合「清浄館」	田辺市（田辺地域及び龍神地域）、みなべ町	昭和51年10月	平成7年4月	170kl/日
富田川衛生施設組合「白鳥苑」	田辺市（中辺路地域及び大塔地域）、白浜町、上富田町	昭和53年6月	平成18年4月	75kl/日
紀南環境衛生施設事務組合汚泥再生処理センター「南清園」	田辺市（本宮地域）、新宮市、北山村、三重県紀宝町、三重県御浜町	昭和40年9月	平成29年4月	98kl/日

第4章 計画の基本的な方針と目標

1. 基本理念

第2次田辺市総合計画（後期基本計画）において、「第1章 まちの将来目標、2 まちの将来像」の中で、「（前略）田辺市が目指すべきものは、一人ひとりが豊かな自然や歴史、文化、そしてその中で育まれてきた田辺らしさを大切にしつつ、（中略）未来へとつながる持続可能なまちづくりです。」と、まちづくりの方向性を示し、こうした考えに基づき、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」をまちの将来像として掲げています。また、分野別でみると「第2章 まちづくりの基本方向、6 快適」では、「（前略）自然と暮らしの調和を図りつつ、豊かな自然環境を保全し、未来へ継承します。」として、生活基盤づくりや環境施策の基本方向を示しています。

このような中、水環境に関しては、これまでの生活排水対策の取組等により河川水質は改善傾向にありましたが、令和6年度にはBOD（75%値）が環境基準を超過したこともあり、今後も継続した取組が必要となっています。日常生活に伴って発生する生活排水に関し、市民一人ひとりが汚濁負荷の原因者であることを再認識するとともに、身近な河川等との関わりを自覚し、一人ひとりの心がけや取組によって汚濁負荷の低減に努め、豊かな自然と生活環境との調和を図っていくことが大切です。

このような考えやまちの将来像も踏まえる中、市民と行政がともに目指すべきものとして、「未来へとつながる自然環境の保全と良好な生活環境の確保」を本計画の基本理念とします。

2. 基本方針

先に掲げた基本理念に基づき取組を推進するにあたり、次の2つの基本方針を設定します。

基本方針1 生活排水の適正な処理

基本方針2 生活排水対策への意識向上

3. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。

4. 計画の目標

本計画を推進するにあたり、以下のとおり目標を設定します。

① 生活排水処理

生活排水処理の目標は、生活排水処理率で示すこととします。前計画における目標の達成には至っていませんが、策定当時とは市域も含めまちの情勢が変わっていることや、現状における生活排水処理施設全体の整備状況等を踏まえ、新たに目標を設定します。

生活排水処理の実績値及び目標値を表４－１に示しますが、令和６年度末現在の生活排水処理率は 66.0%（会津川流域 66.9%）となっており、計画最終年度である令和 17 年度における目標値を 73.9%（会津川流域 74.6%）とします。

表４－１ 生活排水処理の現状と目標

（単位：人、％）

		実績値（※）		目標値	
		前計画目標年度	現状	中間年度	目標年度
		H29	R6	R12	R17
市 全 域	人口	74,877	66,760	61,180	56,916
	生活排水処理人口	42,476	44,067	43,203	42,033
	公共下水道	91	73	63	59
	集落排水処理施設等	9,613	9,339	8,662	8,102
	合併処理浄化槽	32,772	34,655	34,298	33,872
	生活雑排水未処理人口	32,401	22,693	18,157	14,883
	生活排水処理率	56.7	66.0	70.3	73.9
会 津 川 流 域	人口	27,164	25,286	23,172	21,557
	生活排水処理人口	16,069	16,907	16,480	16,077
	集落排水処理施設等	4,710	4,310	3,946	3,691
	合併処理浄化槽	11,359	12,597	12,534	12,386
	生活雑排水未処理人口	11,095	8,379	6,692	5,480
	生活排水処理率	59.2	66.9	71.1	74.6

※会津川流域については推計値

②水質

水質の目標は、環境基準について類型指定されている左会津川の水質で示すこととします。環境基準5項目のうち、目標設定するのはBOD(75%値)とし、近年の状況等を踏まえ、目標値を表4-2に示します。

表4-2 河川水質の現状と目標（BOD75%値）

(単位：mg/L)

基準点	実績値		目標値	
	前計画目標年度	現状	中間年度	目標年度
	H29	R6	R12	R17
会津橋	2.3	3.3	2.0以下	2.0以下
高雄大橋	1.6	1.6	1.5以下	1.5以下

第5章 目標達成に向けた取組

基本理念及び基本方針に基づき、本計画に掲げた目標の達成に向けて、下記を取組を推進します。

1. 生活排水処理施設の整備と管理

(1) 基本的な考え方

特定環境保全公共下水道、各集落排水処理施設及び地域排水処理施設は整備が完了し、それぞれ昭和60年度から平成19年度までに供用を開始しています。そうした中、現状として公共下水道は実現に向けた検討段階であることから、当面、合併処理浄化槽を中心とした生活排水処理施設の整備を推進します。

また、供用施設については、現状の生活排水処理体系を維持できるよう適正な管理を行います。

(2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、新設だけでなく、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換等も重要となります。合併処理浄化槽設置に対する補助制度については、市町村合併時に統合運用するとともに、その後において、補助限度額の増額や、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換等における既存浄化槽等の撤去費用や配管費用も補助対象とするなど制度の見直しを行い、合併処理浄化槽の設置促進を図ってきています。令和7年4月1日現在の制度概要は表5-1のとおりです。

過去10年間に於いて、補助基数は年平均200基余りとなっていますが、近年は少しずつ減少してきています。

人口減少が進む中であって、今後においても状況に応じて補助制度の見直しを行いながら、直近の年間補助基数である約150基を維持できるよう努めるなど、引き続き普及促進に取り組めます。

表 5 - 1 合併処理浄化槽設置に対する補助制度概要

人槽区分	補助区分・補助限度額			
	新築	転換又は水洗化		
	住宅	住宅・飲食店・民宿等		
	浄化槽設置	浄化槽設置	浄化槽等撤去	配管
5人槽	332,000円	498,000円	単独処理浄化槽 120,000円 汲み取り便槽 90,000円	300,000円
7人槽	414,000円	621,000円		
10人～50人槽	548,000円	822,000円		

※令和7年4月1日現在

※住宅において設置替えを行う場合は新築住宅の補助限度額の2分の1を限度とする

※町内会館等は別に限度額設定あり

(3) 公共下水道

公共下水道については、基本計画の見直しも含め実現に向けた検討を進めます。

(4) 既存処理施設

特定環境保全公共下水道、各集落排水処理施設及び地域排水処理施設については、ほとんどの施設が供用開始から20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、設備の修繕や更新が増えてきています。

今後においては、適正な維持管理に努めるとともに、機能保全計画やストックマネジメント計画等を踏まえ、長寿命化や必要な更新に取り組み、施設の機能を維持します。

し尿処理施設については、各構成市町村とともに適切な維持管理に取り組みます。

2. 生活排水対策に係る啓発活動等

(1) 基本的な考え方

生活排水対策は、行政だけでなく、市民や地域がともに取り組むことで効果を発揮することから、その取組を促進する啓発活動が重要です。水質汚濁防止法においては、国民の責務として「何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。」と規定されています。

一人ひとりが日常生活の中で常に水環境に対する意識を持ち、継続的な生活排水対策の実践につなげられるよう、啓発活動を推進するものとします。

(2) 適正な生活排水処理への誘導

①家庭での生活排水対策

各家庭における生活排水対策については、公共用水域への汚濁負荷の削減につながるとともに、集合処理施設や合併処理浄化槽に係る負荷を軽減できることから、台所や風呂、洗濯での排水時における具体的な行動や工夫について、市ホームページ等で情報提供を行うなど各家庭での取組を促進します。

②合併処理浄化槽の普及と浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽の仕組みや効果、合併処理浄化槽設置に対する補助制度について、継続して周知を行うことにより、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換等を促進します。

また、浄化槽の管理が適正に行われないと、浄化槽の機能低下、公共用水域の汚濁負荷につながることが危惧されるため、浄化槽設置者には、3つの義務（保守点検、清掃、法定検査）の励行について、広報や啓発チラシ等により周知を図ります。

③集合処理施設への接続

供用中の集合処理施設については、供用開始から長期間が経過している

ものの、人口減少や高齢化が進行する中、接続率が伸び悩んでいることから、引き続き管理組合等と連携し、各処理施設への接続を促進します。

(3) 水環境に対する意識の高揚

①環境美化連絡協議会の活動推進

啓発活動を推進するにあたっては「田辺市環境美化連絡協議会」（以下「現協議会」という。）との連携が不可欠です。旧田辺市において、生活排水・事業所排水等の浄化及びごみの減量を推進するため、各種啓発事業及び実践活動を展開し、環境浄化の意識高揚を図ること目的として、平成 5 年に、その前身である「田辺市環境浄化推進協議会」（以下「旧協議会」という。）を設立し、取組を推進してきましたが、市町村合併後において発展的に組織等の変更を行いました。環境に関する団体が連携、協力し、各種の啓発事業及び実践活動を展開することにより、良好な環境の実現に寄与し、環境保全の意識高揚を図ることを目的として、平成 18 年に現協議会とともに、合併前の旧市町村の区域ごとに支部を設立しました。

各種団体等から選任された委員に加え、旧協議会では各町内会等から推薦された環境浄化推進員により活動を行っていましたが、現協議会においても、田辺支部に環境美化推進員を配置しており、会津川流域を含め地域の活動推進に寄与しています。

主な活動として、「環境を考える市民の集い」の開催、「環境月間」や「環境衛生週間」での街頭啓発等を実施しており、市としても現協議会と連携し、こうした取組の中で引き続き生活排水対策に係る啓発も行っています。

②知識を深める機会の提供

生活排水対策を推進する上で、市民に水環境に関する正しい知識や情報を提供することは重要です。

市職員が講師として出向き、市の政策や事業、市民生活等に関する話を行い、意見を聴取することで、市民と行政が共に学ぶ「まちづくり学びあい講座」や、同じく出前形式の環境学習会の開催など、生活排水も含め環

境に関する学習の場を提供することにより、また、本市における環境の現状等を取りまとめた「田辺市の環境」（環境白書）を随時更新の上、市ホームページ等で公開することにより、環境問題に関する理解を深めてもらい、意識の高揚を図るとともに、環境保全に向けた行動を喚起します。

第6章 計画の推進

1. 関係部局間の連携

生活排水対策については、公共下水道、集落排水等の施設をはじめ、水環境を通して広くまちづくりに関わるものであることから、その推進にあたっては市の関係部局の連携、協力が必要不可欠となります。このため、本市における生活排水等浄化対策を総合的かつ計画的に推進するために設置している「田辺市生活排水等浄化対策連絡調整会議」を通して、生活排水対策の推進と関係部局間の調整を図っていくこととします。

2. 計画のフォローアップ

毎年度、本計画に基づく取組状況等について検証を行います。また、計画策定時からの状況変化に対応するとともに、計画に未登載の取組等を反映させるため、概ね5年で見直しを行います。なお、新たに考慮すべき事象等が発生した場合は、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。